

島根県病床転換助成事業補助金交付要綱

(通則)

- 1 島根県病床転換助成事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 県は、療養病床等の円滑な再編成を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）附則第 2 条の規定に基づき補助金を交付する。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、別表 1 に定める者が、別表 2 に定める病床を、別表 3 に定める施設に転換する事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。ただし、補助金を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積 1 床当り 6.4 m²を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、令和 5 年度末までに 1 床当り 8.0 m²を満たすための改修等を行う場合についても、交付の対象とする。

なお、この場合においては、介護老人保健施設等に転換する前に、当該医療機関は知事に対して改修等を行う予定時期及び交付希望年度、転換病床数、改修等の整備内容などを書面にて報告するものとする。

(補助金の対象除外)

- 4 補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。
 - (1) 土地の取得又は整地に要する費用
 - (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
 - (3) 既存建物の買収に要する費用
 - (4) その他事業に要する費用として相当とは認められないもの

(交付額の算定方法)

- 5 この補助金の交付額は、別表 4 の第 1 欄に定める区分ごとに、同表第 2 欄に定める基準額と同表第 3 欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、最も少ない額とする。ただし、算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（20%以内の変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な内容を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

- ア 整備区分の変更
- イ 設置場所
- ウ 建物の規模又は構造

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。以下同じ。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円（補助事業を実施する者が地方公共団体の場合は 50 万円）以上の不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 項の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて（5）に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を知事の定めるところにより、県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と補助事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業を実施する者が、地方公共団体の場合

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙 3 による調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の不動産又はその従物がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 項の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業を実施する者が、地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の不動産又はその従物がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 項の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業を行うため締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙4により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
- なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させなければならない。
- (12) 補助事業を実施する者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく負担又は補助を受けてはならない。

(申請手続)

- 7 この補助金の申請は、別紙1による申請書を別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、変更交付申請書を別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(補助金の概算払)

- 9 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

- 10 補助事業の実績報告は、別紙2による報告書に関係書類を添えて、補助事業が完了した日から起算して1月を経過した日（6（3）により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月30日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

- 11 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

附則

本要綱は、平成21年2月2日から適用する。

附則

本要綱は、平成28年3月22日に施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

本要綱は、平成30年6月14日に施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

本要綱は、令和3年3月29日に施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表 1

| 補助金を受けることができる者 |
|---|
| (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条第 2 項に規定する医療法人 (2) 医療法第 7 条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者（(1)に該当する者を除く。） (3) 医療法第 8 条の規定により診療所の開設の届出をした者 |

別表 2

| 補助の対象となる病床 |
|---|
| <p>補助の対象となる病床は、補助事業申請時の初年度において使用許可を受けている次の (1) 及び (2) に掲げる病床とする。</p> <p>ただし、医療と介護の適切な機能分担を図る観点から、介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 3 号の指定を受けた同法第 8 条第 26 項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下「介護療養病床」という。）から次の (1) 及び (2) に掲げる病床へ一旦移行し、一定の期間を経ずして別表 3 に掲げる施設に転換する (1) 及び (2) の病床は除く。</p> <p>(1) 医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床（介護療養病床を除く。） (2) 医療法第 7 条第 2 項第 5 号に規定する一般病床のうち、(1) に規定する療養病床とともに、同一病院又は同一診療所内にあり、当該療養病床とともに転換を図ることが合理的であると考えられるもの</p> |

別表 3

| 補助の対象となる転換先施設 |
|---|
| (1) 介護医療院 (2) ケアハウス (3) 介護老人保健施設 (4) 有料老人ホーム（居室は原則個室とし、1 人あたりの居室の床面積が概ね 13 m ² 以上であるもので、かつ、介護保険制度における利用者負担第 3 段階以下の者でも入居可能な居室を確保しているものに限る。） (5) 特別養護老人ホーム (6) 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室 (7) 認知症高齢者グループホーム (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 複合型サービス事業所 (10) 生活支援ハウス（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に基づくものに限る。） (11) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条の規定により登録されている賃貸住宅 |

別表 4

| 1 区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|------|--|---|
| 改修 | <p>転換の対象となる1施設(病院又は有床診療所)における病床数について、転換前の病床数に1床当り 500 千円を乗じて得た額</p> | <p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等)をいい、工事費又は工事請負</p> |
| 改築 | <p>転換の対象となる1施設(病院又は有床診療所)における病床数について、転換前の病床数1床当り 1,200 千円を乗じて得た額</p> | <p>費の 2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当</p> |
| 創設 | <p>転換の対象となる1施設(病院又は有床診療所)における病床数について、転換前の病床数1床当り 1,000 千円を乗じて得た額</p> | <p>と認められる費用を含む。</p> |